

# 退職手当の構成

退職手当の額＝①基本額＋②調整額

①基本額＝退職日の給料の月額 (A) × 支給率 (B)

- (A) ・ 給料の調整額、教職調整額込み。  
・ 経過措置額は含まない。  
※ 条例第7条の5に該当する職員については、扶養手当の月額、地域手当額を含む。(勤続3年の公務上死亡など)
- (B) 退職事由、勤続年数別の支給率×調整率  
・ 勤続年数は、除算期間(休職理由により除算率変動)を除いた年数。端数切捨て。  
・ 段階的に引き下げられていた調整率は平成27年4月1日以降、87/100となり一定になった。  
(平成27年8月14日時点)  
・ 平成27年8月14日時点の支給率は表1参照

# 退職手当の構成

退職手当の額＝①基本額＋②調整額

②調整額＝区分毎の調整月額×所属していた月数

- ・区分毎の月額は表2-1、2-2参照
- ・区分毎の月額が多い月を60月選択する。
- ・現実に職務に従事することを要する日が無かった月はカウントしない(休職事由により例外有)。
- ・自己都合等退職者以外のもので勤続期間1年以上4年以下の場合、計算した額の2分の1。
- ・自己都合等退職者で勤続期間10年以上24年以下の場合、計算した額の2分の1。
- ・自己都合等退職者で勤続期間9年以下の場合は0。